

さいたま市立学校における
働き方改革推進プラン
(令和4年度版)

さいたま市教育委員会

目 次

第 1 章	プラン策定の経緯	1
第 2 章	本市のこれまでの取組	1
第 3 章	本市の学校職員の勤務実態	6
第 4 章	達成目標	11
第 5 章	働き方改革に向けた取組	16

第1章 プラン策定の経緯

社会の急激な変化が進む中で、子どもが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会形成の参画に必要な資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。また、学習指導のみならず、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化しています。

このような中、平成29年4月に、文部科学省が実施した教員勤務実態調査（平成28年度）の速報値が公表され、教員の厳しい勤務の実態が明らかとなりました。同年6月には、中央教育審議会に学校における働き方改革に関する総合的な方策について諮問され、平成31年3月に、文部科学事務次官から答申を踏まえ、学校における働き方改革に関する取組の徹底について通知されました。

本市では、これまで、文部科学省の教員勤務実態調査（平成28年度）の速報値結果を受け、平成29年度から、各校種の代表の校長等と教育委員会事務局職員で構成する学校業務改善検討委員会を教育委員会内に設置し、学校の業務改善に向けた方策を検討してきました。

また、令和2年3月に、さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）を改正し、教育職員（さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）第2条第3項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の時間外在校等時間の上限を定めたところです。

つきましては、学校と教育委員会が一丸となり、総合的・計画的に学校における働き方改革を一層推進していくため、規則第35条第4項の規定に基づき、令和2年3月に「さいたま市立学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。

第2章 本市のこれまでの取組

平成29年度から学校業務改善検討委員会による検討等により実施してきた取組は、以下のとおりです。

年度	月	取組項目	取組内容等
H29	5	学校業務改善検討委員会の設置	学校の業務改善に向けた方策を検討、実施
	10	在校時間の適切な把握	平成29年10月から Excel ファイルシート等による出退勤時刻の把握を実施
	11	勤務に関する意識調査の実施	やりがい・満足感：95.3% 負担・多忙感：85.9%
H29	12	給食費の公会計化に向けた検討	ワーキンググループ会議を定期的で開催し、学校と教育委員会の事務分担等について協議
	3	リーフレットの作成・配布	学校・管理職、学校職員それぞれが業務改善に取り組むためのリーフレット

H30	4	学校閉庁日の設定	平成30年8月13日～15日の3日間に実施
		小学校グローバル・スタディ専科指導担当教員の配置	小学校グローバル・スタディ専科指導担当教員を小学校28校に配置
		部活動指導員の配置	中学校6校、高等学校1校に計21人を配置
		教育委員会からの学校宛て調査、報告等の2割削減・改善	調査、報告等の2割削減・改善を達成
	7	外部専門家による分析・助言	本市の業務改善実施状況について外部専門家による分析・助言を実施
	8	さいたま市部活動の在り方に関する方針の策定	部活動の1日の活動時間を平日2時間程度、休業日3時間程度、休養日について週当たり2日以上と設定
		外部講師による研修会の実施	校長を対象にマネジメント力向上研修会を実施
		外部講師による研修会の実施	教頭を対象にマネジメント力向上研修会を実施
	10	タイムカードシステムの導入	平成30年10月からICカードによる出退勤時刻の把握を実施
	12	勤務に関する意識調査の実施	やりがい・満足感：94.2% 負担・多忙感：86.1%
1	採点業務の外部委託	さいたま市学習状況調査の採点業務外部委託	
3	学校の働き方改革シンポジウムの開催	教員志望者、現職教職員等を対象とした教職員の働き方について考えるシンポジウム	
H31	4	学校閉庁日の設定	令和元年8月13日～16日、11月14日、12月27日の6日間に実施
		小学校グローバル・スタディ専科指導担当教員の配置	小学校グローバル・スタディ専科指導担当教員を小学校43校に配置
		スクール・サポート・スタッフの配置	小学校過大規模校等10校に1人ずつ配置
		部活動指導員の配置	中学校20校、高等学校3校に計30人を配置
		動画配信による研修の実施	出張を要しない研修の受講
		学校事務の学校間連携	小・中・中等教育及び特別支援学校において、学校事務を複数の学校のグループにより効率的・効果的に実施
R1	6	教育現場における安全衛生管理に関するDVDの配布	各学校で公務災害防止のためのDVDの視聴
	7	変形労働時間制の試行実施	小学校、中学校及び高等学校のモデル校11校において実施

R1	7	ハンドブックの作成・配布	学校・管理職、学校職員それぞれが業務改善に取り組むためのハンドブック
		I C Tを活用した働き方改革の調査・研究	採点及びアンケート集計の効率化を目的としたソフトウェアの試行実施
	8	外部講師による研修会の実施	校長を対象に労働安全衛生管理の観点からストレスチェックを適切に実施するための研修会を実施
		学校宛て調査等の回答負担軽減	調査シートの工夫改善による入力の手軽化
		スクールロイヤーの配置	法的側面からのいじめ等の問題解決に向けた学校支援を実施
	10	学校における電話対応を勤務時間内とする取組の実施	令和元年11月1日から全ての市立学校の電話対応を、試行的に勤務時間内とし、保護者・地域宛てに通知を发出
	11	さいたま市教員等の勤務に関する意識調査の実施	やりがい・満足感：92.3% 負担・多忙感：84.9%
	1	さいたま市学校業務改善表彰の実施	教職員が特に推進すべきと考える取組を実施している学校（グッジョブ賞）、他校が取り組んでおらず教育委員会が推進したいと考える取組を実施している学校（ナイスアイデア賞）を表彰
		採点業務の外部委託	さいたま市学習状況調査の採点業務外部委託
	2	学校の働き方改革フォーラムの開催	教職員、保護者それぞれの立場から学校の働き方改革について考えるフォーラム
	R2	4	学校閉庁日の設定
ハンドブックの作成・配布			全ての学校職員が共通認識を持ち、時間外在校等時間を適切に把握し勤務時間を意識した働き方に努めるとともに学校業務改善が推進されるためのハンドブックの活用
小学校グローバル・スタディ専科指導担当教員の配置			小学校グローバル・スタディ専科指導担当教員を小学校56校に配置
部活動指導員の配置			中学校36校、高等学校3校に計50人を配置
学校補助員の配置			障がい者雇用も兼ねて、教職員の業務補助を行う職員を配置。 ※令和2年度配置校数：2校 配置人数：支援員2名、学校補助員6名

R2	4	共同学校事務室の設置	小・中・中等教育及び特別支援学校に共同学校事務室を設置し室長を置くなど一層の組織強化し、学校事務を複数の学校により効率的・効果的に実施
	4-3	テレビ会議システムによる研修会や会議の実施	コロナ禍における感染防止対策の実施及び研修・会議に係る業務改善を推進
	7-9	学校における電話対応を勤務時間内とする取組の実施	電話機のリース切替えの学校（旧浦和市の小・中学校の一部）において、勤務時間外に自動音声メッセージによる対応を実施
	9	スクール・サポート・スタッフの配置	学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る学校職員の負担を軽減するため、印刷、事務補助、校内の消毒等の感染症対策等を行う職員として、スクール・サポート・スタッフを、未配置の全ての市立小・中・中等教育及び特別支援学校に追加配置
	11	欠席・遅刻連絡のデジタル化	11月現在、約32%がデジタル化 ※高等学校及び中等教育学校は、100%デジタル化
		さいたま市教員等の勤務に関する意識調査の実施	やりがい・満足感：93.5% 負担・多忙感：88.3%
	1	さいたま市学校業務改善表彰の実施	学校業務改善報告件数1,030件(前年度672件) ※前年度と同様に、グッドジョブ賞、ナイスアイデア賞を表彰
3	学校の働き方改革フォーラムの開催	新型コロナウイルス感染拡大という危機を契機に、新たな学校教育への転換を図る公立学校職員の働き方改革について考えるフォーラム	
R3	4	学校閉庁日の設定	令和3年5月1日（市民の日）、8月10日～13日、11月14日、令和4年1月4日の7日間に実施
		ハンドブックの作成・配布	全ての学校職員が共通認識を持ち、時間外在校等時間を適切に把握し勤務時間を意識した働き方に努めるとともに学校業務改善が推進されるためのハンドブックの活用
		小学校グローバル・スタディ専科指導担当教員の配置	小学校グローバル・スタディ専科指導担当教員を小学校67校に配置
		部活動指導員の配置	中学校41校、高等学校3校に計59人を配置
		学校補助員の配置	障がい者雇用も兼ねて、教職員の業務補助を行う職員を配置。

R3		※令和3年度配置校数：2校 配置人数：支援員2名、学校補助員6名	
		共同学校事務室の設置	小・中・中等教育及び特別支援学校に共同学校事務室を設置し室長を置くなど一層の組織強化し、学校事務を複数の学校により効率的・効果的に実施
		スクール・サポート・スタッフの配置	印刷、事務補助等を行う職員として、スクール・サポート・スタッフを、過大規模校を中心に10名配置
	11	ICT 虎の巻の作成・配布	一人一台端末の新しい教職員用コンピュータの導入にあわせて、ICTを活用した業務改善のためのヒント集を作成し、各学校へ配布
		新校務支援システムの導入	新しい打刻管理システムを導入
	12	さいたま市教員等の勤務に関する意識調査の実施	やりがい・満足感：92.3% 負担・多忙感：88.4%
		さいたま市学校業務改善表彰の実施	グッドジョブ賞、ナイスアイデア賞を選出
	3	学校の働き方改革フォーラムの開催	令和3年度さいたま市教員等の勤務に関する意識調査の実施の結果の解説動画をもとに各学校で授業準備、教材研究の時間確保のための対策を議論し、その議論を基に意見交換を行う新しい形式のフォーラムを実施

第3章 本市の学校職員の勤務実態

本市では、平成30年10月から、全ての市立学校にタイムカードシステムを導入（令和3年11月から勤怠管理システムへ変更）し、学校職員の出勤時刻を客観的に把握しています。

また、平成29年度から毎年度、教員等の業務に関する意識の実態を把握し学校業務改善を推進していくため、教員等の勤務に関する意識調査を実施しています。

さらに、毎年度、全教職員を対象としたストレスチェックを実施し、高ストレス者に対する面接指導等により健康状態の維持改善に努めています。

1 本市の1箇月時間外在校等時間（「第4章 達成目標」※3参照）の状況

平成30年度から令和3年度までの各年度の11月の時間外在校等時間の平均、45時間以下の割合及び80時間超の割合を比較すると、改善傾向にあります。

職種	平均（時間：分）					45時間以内の割合					80時間超の割合				
	H30.11	R1.11	R2.11	R3.11	増減 (R3-H30)	H30.11	R1.11	R2.11	R3.11	増減 (R3-H30)	H30.11	R1.11	R2.11	R3.11	増減 (R3-H30)
全職種	52:02	47:40	41:59	38:49	-13:13	42.0%	46.4%	57.1%	61.6%	19.6%	16.9%	11.5%	7.0%	5.8%	-11.1%
校長	44:28	41:56	39:26	38:12	-6:15	57.3%	59.6%	65.5%	69.5%	12.1%	3.0%	2.4%	1.2%	3.0%	-0.1%
副校長・教頭	72:53	67:18	60:07	59:37	-13:16	8.6%	14.3%	27.2%	31.4%	22.8%	32.8%	23.8%	18.5%	21.1%	-11.7%
主幹教諭	63:17	64:32	58:59	58:11	-5:06	20.0%	16.7%	34.8%	31.3%	11.3%	20.0%	30.0%	30.4%	6.3%	-13.8%
教諭（助教諭及び講師を含む）	59:02	53:48	46:46	43:35	-15:26	32.3%	37.6%	50.7%	55.7%	23.4%	20.2%	13.6%	8.0%	6.4%	-13.8%
養護教諭（養護助教諭を含む）	27:36	25:27	26:49	25:26	-2:09	89.3%	90.8%	88.2%	89.4%	0.1%	0.5%	0.0%	1.0%	2.1%	1.6%
栄養教諭	39:58	39:06	31:42	31:32	-8:25	57.8%	62.5%	81.8%	82.8%	25.0%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	-4.4%
主任実習助手（実習助手を含む）	14:13	13:15	18:17	16:06	1:52	90.9%	100.0%	88.9%	100.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
学校栄養職員	30:24	27:34	25:44	8:45	-21:39	79.1%	85.7%	88.9%	100.0%	20.9%	0.9%	0.0%	0.9%	0.0%	-0.9%
事務職員	20:55	20:33	20:29	7:32	-13:23	92.0%	92.7%	92.5%	99.2%	7.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.4%
技能職員	1:21	0:15	0:34	1:02	-0:18	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
看護師	0:00	0:08	0:00	0:00	0:00	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

2 教員等の勤務に関する意識調査の結果

平成29年度から令和3年度までに実施した教員等の勤務に関する意識調査の結果は、以下のとおりです。

(1) やりがい・満足感

職種	年度	H29	H30	R1	R2	R3
全職種		95.3%	94.2%	92.3%	93.5%	92.3%
校長		99.3%	98.8%	98.2%	98.2%	98.8%
副校長・教頭		95.4%	94.6%	92.1%	96.4%	97.9%
主幹教諭		100.0%	100.0%	93.5%	95.7%	92.9%
教諭		95.1%	94.0%	92.1%	93.1%	91.4%
養護教諭		94.8%	95.2%	91.7%	94.5%	95.7%
栄養教諭		87.5%	85.7%	90.7%	91.8%	92.2%

(2) やりがい・満足感を感じたとき（令和3年度）

職種	順位	1位	2位	3位	4位	5位	
校長		保護者と信頼関係を築けたとき(88.7%)	保護者や地域から感謝されたとき 児童生徒により変容が見られたとき (86.3%)	教職員から信頼されていると感じたとき (85.7%)	よい学校運営ができたとき (82.1%)		
副校長・教頭		教職員から信頼されていると感じたとき (82.4%)	保護者や地域から感謝されたとき (81.3%)	保護者と信頼関係を築けたとき (79.8%)	児童生徒により変容が見られたとき (78.8%)	よい学校運営ができたとき (77.2%)	
主幹教諭		児童生徒に学力が身についたと実感したとき (85.7%)	児童生徒により変容が見られたとき (78.6%)	校務分掌を成し遂げることができたとき (71.4%)	よい学校運営ができたとき 教職員から信頼されていると感じたとき 児童生徒から感謝されたとき (64.3%)		
教諭		児童生徒により変容が見られたとき (78.0%)	児童生徒に学力が身についたと実感したとき (72.1%)	児童生徒と協働して成果をあげたとき (65.9%)	児童生徒から感謝されたとき (60.6%)	保護者と信頼関係を築けたとき (51.9%)	
	小学校	児童生徒により変容が見られたとき (80.3%)	児童生徒に学力が身についたと実感したとき (75.3%)	児童生徒と協働して成果をあげたとき (66.6%)	児童生徒から感謝されたとき (62.0%)	保護者と信頼関係を築けたとき (56.6%)	
	中学校	児童生徒により変容が見られたとき (74.9%)	児童生徒と協働して成果をあげたとき (67.3%)	児童生徒に学力が身についたと実感したとき (65.8%)	児童生徒から感謝されたとき (60.2%)	設定した目標を児童生徒が達成したと実感できたとき (50.7%)	
	高等学校	児童生徒に学力が身についたと実感したとき (76.2%)	児童生徒により変容が見られたとき (68.5%)	設定した目標を児童生徒が達成したと実感できたとき 児童生徒から感謝されたとき (55.4%)	児童生徒と協働して成果をあげたとき (59.1%)	保護者と信頼関係を築けたとき (54.5%)	他の教職員と協力して校務を行うことができたとき (46.9%)
	特別支援学校	児童生徒により変容が見られたとき (72.7%)	児童生徒に学力が身についたと実感したとき (60.6%)	児童生徒と協働して成果をあげたとき (59.1%)	児童生徒から感謝されたとき (64.2%)	他の教職員と協力して校務を行うことができたとき よい学校運営ができたとき (61.7%)	保護者や地域から感謝されたとき (48.5%)
養護教諭		児童生徒により変容が見られたとき (82.7%)	児童生徒と協働して成果をあげたとき (67.9%)	児童生徒から感謝されたとき (64.2%)	他の教職員と協力して校務を行うことができたとき よい学校運営ができたとき (61.7%)		
栄養教諭		よい学校運営ができたとき (68.6%)	児童生徒により変容が見られたとき 児童生徒から感謝されたとき (64.7%)	児童生徒と協働して成果をあげたとき (54.9%)	児童生徒から感謝されたとき (60.9%)	保護者や地域から感謝されたとき (51.0%)	
R3全職種		児童生徒により変容が見られたとき (78.5%)	児童生徒に学力が身についたと実感したとき (68.1%)	児童生徒と協働して成果をあげたとき (64.5%)	児童生徒から感謝されたとき (60.9%)	保護者と信頼関係を築けたとき (55.0%)	
R2全職種		児童生徒により変容が見られたとき (77.8%)	児童生徒に学力が身についたと実感したとき (72.0%)	児童生徒と協働して成果をあげたとき (64.2%)	児童生徒から感謝されたとき (57.7%)	保護者と信頼関係を築けたとき (54.5%)	
R1全職種		児童生徒により変容が見られたとき (76.8%)	児童生徒に学力が身についたと実感したとき (71.7%)	児童生徒と協働して成果をあげたとき (63.5%)	児童生徒から感謝されたとき (58.1%)	保護者と信頼関係を築けたとき (55.3%)	
H30全職種		児童生徒に学力が身についたと実感したとき (73.5%)	児童生徒により変容が見られたとき (71.5%)	児童生徒と協働して成果をあげたとき (59.0%)	児童生徒から感謝されたとき (55.0%)	保護者や地域から感謝されたとき (53.4%)	
H29全職種		児童生徒に学力が身についたと実感したとき (74.4%)	児童生徒により変容が見られたとき (67.7%)	児童生徒と協働して成果をあげたとき (63.8%)	教職員から信頼されていると感じたとき (57.0%)	保護者や地域から感謝されたとき (56.0%)	

* 中学校には「中等教育学校」を含む。

(3) 負担感・多忙感

職種	年度	H29	H30	R1	R2	R3
全職種		85.9%	86.1%	84.9%	88.3%	88.4%
校長		79.1%	78.2%	71.9%	75.3%	70.2%
副校長・教頭		84.4%	87.5%	83.2%	84.1%	84.5%
主幹教諭		86.1%	80.0%	71.0%	82.6%	92.9%
教諭		86.8%	86.8%	85.9%	89.1%	90.0%
養護教諭		73.4%	76.2%	75.6%	84.5%	76.5%
栄養教諭		93.8%	92.9%	95.3%	98.0%	94.1%

(4) とても・少し負担を感じている校務（令和3年度）

(ア) 結果

職種	順位	1位	2位	3位	4位	5位
校長		保護者/PTA対応 (68.5%)	事務/報告書作成 (67.3%)	行政対応/関係団体対応 (60.1%)	会議/打合せ【校外】 (53.0%)	生徒指導【個別】 (48.8%)
副校長・教頭		事務/報告書作成 (86.0%)	保護者/PTA対応 (78.2%)	行政対応/関係団体対応 (72.5%)	地域対応 (66.8%)	学校経営 (65.8%)
主幹教諭		会議/打ち合わせ【校内】、学校行事 (78.6%)		成績処理、学校経営、事務/報告書作成、保護者/PTA対応 (64.3%)		
教諭		成績処理 (82.2%)	事務/報告書作成 (76.5%)	授業準備 (73.0%)	会議/打合せ【校内】 (69.3%)	保護者/PTA対応 (67.7%)
	小学校	成績処理 (86.6%)	事務/報告書作成 (77.7%)	授業準備 (76.1%)	会議/打合せ【校内】 (69.9%)	保護者/PTA対応 (69.4%)
	中学校	成績処理 (78.7%)	事務/報告書作成 (77.9%)	授業準備 (69.8%)	会議/打合せ【校内】 (69.4%)	保護者/PTA対応 (68.1%)
	高等学校	会議/打ち合わせ【校内】、事務/報告書作成 (60.0%)		部活動 (57.7%)	授業準備 (56.2%)	成績処理 (54.6%)
	特別支援学校	会議/打ち合わせ【校内】 (66.7%)	学校行事 (62.1%)	授業準備 (56.1%)	保護者/PTA対応 (53.0%)	校内研修 (50.0%)
養護教諭		学校行事 (82.1%)	事務/報告書作成 (81.5%)	生徒指導【個別】 (70.4%)	生徒指導【集団】 (65.4%)	行政対応/関係団体対応 (60.5%)
栄養教諭		事務/報告書作成 (92.2%)	会議/打合せ【校外】 (72.5%)	生徒指導【個別】 (66.7%)	授業準備 (60.8%)	校務としての研修 (58.8%)
R3全職種		事務/報告書作成 (77.0%)	成績処理 (71.3%)	保護者/PTA対応 (67.5%)	会議/打合せ【校内】 (67.0%)	授業準備 (64.7%)
R2全職種		成績処理 (76.1%)	事務/報告書作成 (74.4%)	生徒指導【個別】 (67.1%)	保護者/PTA対応 (64.7%)	会議/打合せ【校内】 (64.4%)
R1全職種		事務/報告書作成 (75.4%)	成績処理 (74.7%)	保護者/PTA対応 (68.7%)	生徒指導【個別】 (67.6%)	学校行事 (65.2%)
H30全職種		事務/報告書作成 (76.9%)	成績処理 (74.8%)	保護者/PTA対応 (70.1%)	生徒指導【個別】 (67.1%)	会議/打合せ【校内】 (65.5%)
H29全職種		事務/報告書作成 (73.4%)	成績処理 (73.3%)	保護者/PTA対応 (66.4%)	生徒指導【個別】 (64.3%)	学校行事 (60.9%)

* 中学校には「中等教育学校」を含む。

(イ) 考察

- ・全職種の結果において、「事務/報告書作成」「成績処理」が負担を感じる校務の上位に位置付けられています。
- ・校長及び副校長・教頭のいずれも、「保護者/PTA 対応」「事務/報告書作成」が負担を感じる校務の上位に位置付けられています。
- ・主幹教諭において、「学校行事」「会議／打合せ【校内】」が最も負担を感じる校務に位置付けられています。
- ・小学校、中学校の教諭において、「成績処理」が負担を感じる校務の上位に位置付けられています。
- ・高等学校の教諭において、「会議／打合せ【校内】」「事務/報告書作成」が負担を感じる校務の上位に位置付けられています。
- ・特別支援学校の教諭において、「会議／打合せ【校内】」が最も負担を感じる校務に位置付けられています。
- ・養護教諭において、「学校行事」「事務/報告書作成」が負担を感じる校務の上位に位置付けられています。
- ・栄養教諭において、「事務/報告書作成」「会議／打合せ【校外】」が負担を感じる校務の上位に位置付けられています。

3 教職員ストレスチェックにおける高ストレス者の割合

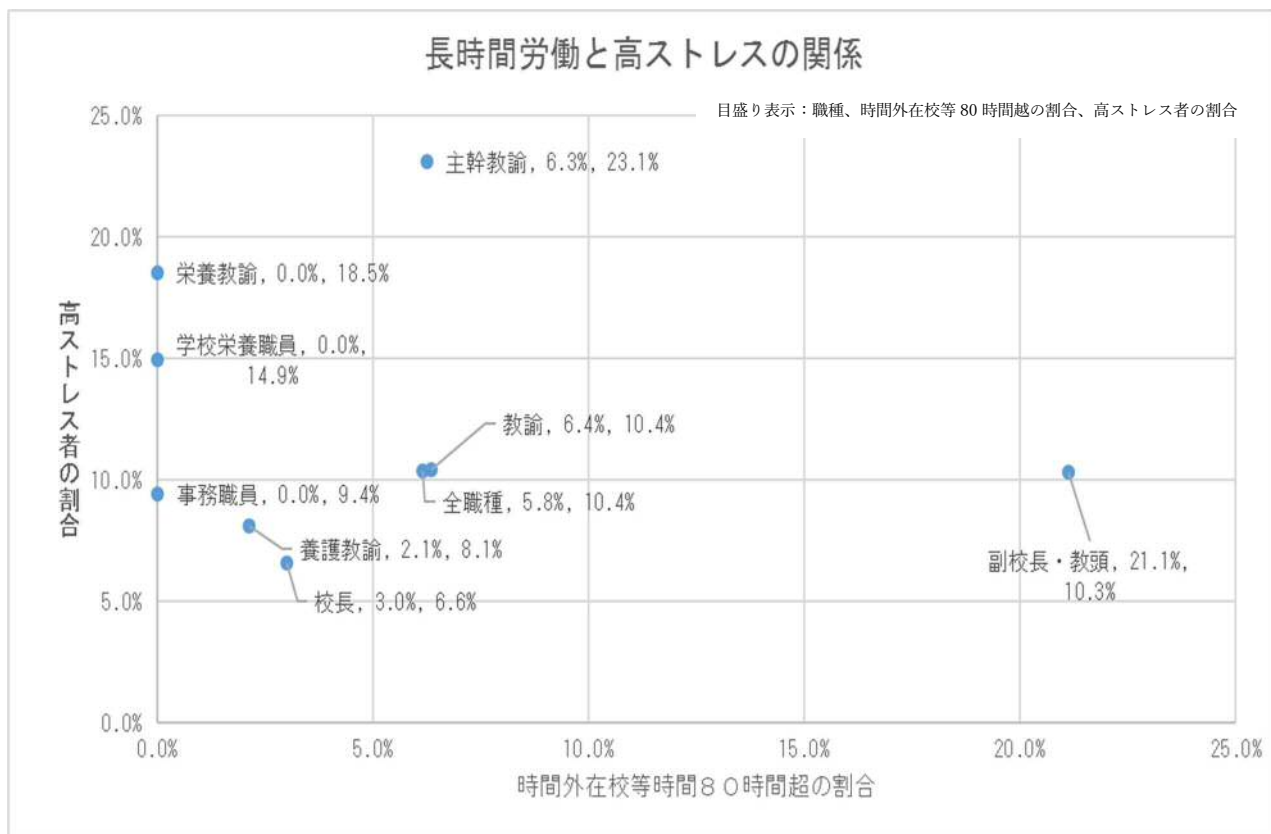
平成30年度から令和3年度までの各年度の教職員ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を比較すると、改善傾向にあります。

職種 \ 年度	H30. 11	R1. 11	R2. 11	R3. 11	増減 (R3-H30)
全職種	10.1%	10.9%	9.1%	10.4%	0.3%
校長	6.3%	6.4%	6.0%	6.6%	0.2%
副校長・教頭	10.9%	11.6%	5.8%	10.3%	-0.5%
主幹教諭	14.3%	8.0%	4.7%	23.1%	8.8%
教諭	10.2%	11.1%	9.2%	10.4%	0.2%
養護教諭	4.3%	6.1%	9.4%	8.1%	3.8%
栄養教諭	15.0%	18.6%	8.5%	18.5%	3.5%
学校栄養職員	4.3%	12.8%	9.5%	14.9%	10.7%
事務職員	18.5%	11.4%	12.8%	9.4%	-9.1%

4 長時間労働と高ストレスの関係

職種ごとの令和3年11月の時間外在校等時間80時間超の割合と教職員ストレスチェックにおける高ストレス者の割合との関係は、以下のとおりです。

(1) 関係図



(2) 考察

- ・11月の時間外在校等時間80時間超の割合の全職種平均は5.8%であり、この割合を上回る職種は高い順で、副校長・教頭21.1%、教諭6.4%となっています。
- ・副校長・教頭は、時間外在校等時間80時間超の割合が相対的に非常に高い水準にあるものの、高ストレス者の割合は全職種平均と同程度となっております。
- ・高ストレス者の割合の全職種平均は10.4%であり、この割合を上回る職種は高い順で、主幹教諭23.1%、栄養教諭18.5%、学校栄養職員14.9%となっています。
- ・高ストレス者の割合の全職員平均は、令和元年度10.9%から令和3年度10.4%に低下しており、また、同一職種が学校内に少ない職種の方が、高ストレス者の割合が高くなっています。

第4章 達成目標

全ての学校職員が健康でいきいきとやりがいを持ち、能力を最大限発揮して働くことができる持続可能な職場環境づくりを一層推進するため、達成目標として、教育職員の時間外在校等時間（※1）の上限及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）対象外の時間外勤務手当が支給される学校栄養職員、事務職員等（以下「学校栄養職員等」という。）の時間外勤務時間の上限を、以下のとおりとします。

1 教育職員の時間外在校等時間の上限

(1) 原則（規則第35条第1項関係）

ア	1箇月時間外在校等時間（※3）	45時間以内
イ	1年間時間外在校等時間（※4）	360時間以内

(2) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合（規則第35条第2項関係）

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合（※5）においては、(1)にかかわらず、時間外在校等時間を以下に掲げる時間及び月数とします。

ア	1箇月時間外在校等時間（※3）	80時間以内
イ	1年間時間外在校等時間（※4）	720時間以内
ウ	1年のうち1箇月時間外在校等時間（※3）が45時間を超える月数	6月以内

(3) 特例業務に従事の場合（規則第35条第2項関係）

特例業務（災害対応業務その他重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものをいう。管理職以外の教育職員にあつては、超勤4項目の業務に限る。）に所定の勤務時間外に従事させる場合においては、(2)にかかわらず、全体の奉仕者である公務員の職務の公共性から、教職員以外の市職員と同様に、上限時間の規定は適用しません。

※1 時間外在校等時間（15ページ参照）

在校等時間（※2）から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（休日の代休が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間（休日の代休が指定された日にあつては、代休の時間）をいう。）を除いた時間をいう。

※2 在校等時間

超勤4項目（勤務時間条例第8条第2項に掲げる業務をいう。以下同じ。）以外の業務を行う時間を含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間（土曜日、日曜日及び休日（給特法第6条第3項に掲げる日をいう。）を含む。）をいう。

※3 1箇月時間外在校等時間

1日の時間外在校等時間の1箇月（月の初日から末日までの期間をいう。）の合計時間という。

※4 1年間時間外在校等時間

1日の時間外在校等時間の1年間（4月1日から翌年3月31日までの12箇月の期間をいう。）の合計時間という。

※5 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合

文部科学省においては、具体的にどのような場合が該当するのかについては、具体の事案の内容に応じ判断するものとし、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、又は生じるおそれのある場合などが想定されるとしている。

本市で想定事例を更に分類して例示すると、「次に掲げる業務の量の大幅な増加に伴い、所定の勤務時間外に当該業務を行わざるを得なくなった場合又は所定の勤務時間内に当該業務を行ったことにより通常業務を所定の勤務時間外に行わざるを得なくなった場合」が挙げられる。

修学旅行等の旅行的行事並びに学芸的行事及び体育的行事(停電、機器の故障、天候の急変等の当初計画になかった突発的事情によるものに限る)に関する業務（超勤4項目に該当）
--

非常災害対応業務（超勤4項目に該当）

児童生徒指導対応又は児童生徒の人命に係る対応業務(不審者対応を含む)（超勤4項目に該当）
--

懲戒処分に係る対応業務(懲戒処分に至らなかった対応を含む)

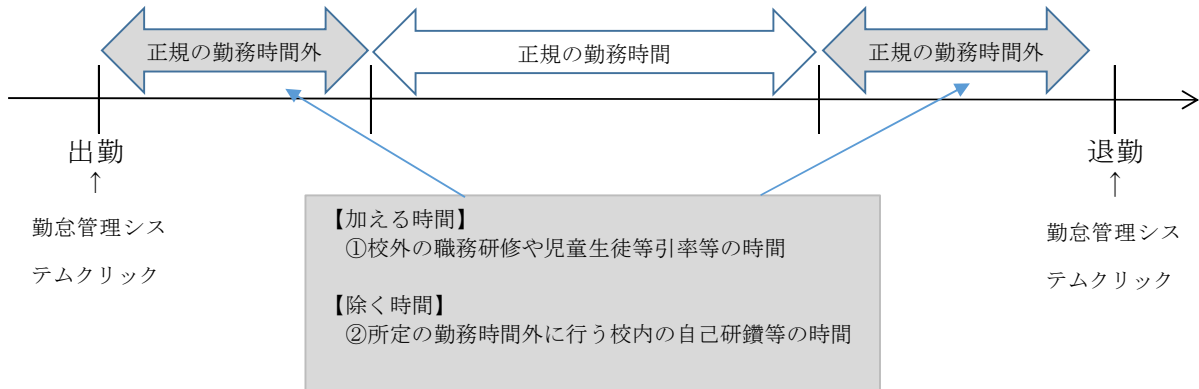
学校施設・設備の緊急修繕等業務（爆破予告対応及び不審者対応を含む）

機器の不具合（ウイルス感染を含む）・故障対応業務

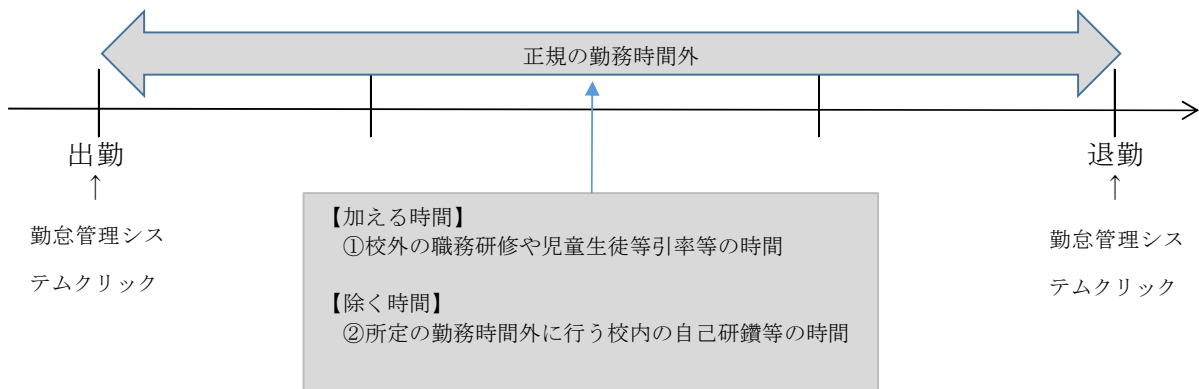
学校で飼育している動植物に係る緊急対応業務

<時間外在校等時間>

[勤務日]



[週休日、休日及び休日の代休]



※①・「校外の職務研修の時間」

…法定研修のほか、職務命令により参加する各種の研修が含まれる。

・「校外の児童生徒等引率等の時間」

…校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務等が含まれる。

このほか、校外の業務であって対象として合算することが考えられる業務としては、児童生徒等の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。

② 所定の勤務時間外に行う校内の自己研鑽等の時間

…所定の勤務時間外に行う日々の業務とは直接的に関連しない時間で、例えば、幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科に関する論文を執筆したり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したり、自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間が含まれる。

これらの例示した時間のほか、所定の勤務時間外の新聞、読書、食事の時間等も含まれる。

2 学校栄養職員等の時間外勤務時間の上限

給特法対象外の時間外勤務手当が支給される学校栄養職員等については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項に規定する協定における時間外労働の規制が適用され、いわゆる36（サブロク）協定に基づく時間の範囲内の勤務を目指します。当該協定における時間外労働時間数については、教育職員の上限時間を超えない時間で締結するものとします。

なお、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、労働基準法第33条第1項の規定により、36協定の規定にかかわらず、上限時間の規定は適用しません。

3 学校職員の時間外在校等時間の管理

(1) 校長の役割

学校における働き方改革を進めていくためには、校長の組織マネジメントが必要不可欠です。

校長は、次のアにあるように、まず、自校の業務実態を把握し業務改善等を図ります。また、毎月及び毎年度、時間外在校等時間（学校栄養職員等にあつては、時間外勤務時間。以下同じ。）の上限時間を超える学校職員（次のイ及びウに掲げる学校職員をいう。）に対して、個人的な業務及び校務分掌等の組織的な業務の状況、業務の進め方等をヒアリングし、時間外在校等時間の長時間化の要因の整理、分析及び検証をします。

ア 業務実態の把握による業務改善等

校長は、自校の学校職員の時間外在校等時間及び負担となっている業務の実態を把握した上で、各業務の見直しを検討するとともに業務分担の適正化を図ります。

イ 1箇月時間外在校等時間の管理

(ア) 校長は、当月の1箇月時間外在校等時間の状況により、必要に応じて学校職員に対してヒアリングを実施します。

(イ) 校長は、前月の1箇月時間外在校等時間の状況により、少なくとも次に掲げる学校職員に対してヒアリングを実施します。

a 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合に該当せず、1箇月時間外在校等時間が45時間を超えた学校職員

b 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた学校職員

ウ 1年間時間外在校等時間の管理

(ア) 校長は、当年度の1年間時間外在校等時間の状況により、必要に応じて学校職員に対してヒアリングを実施します。

(イ) 校長は、前年度の1年間時間外在校等時間の状況により、少なくとも次に掲げる学校職員に対してヒアリングを実施します。

a 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合に該当せず、1年間時間外在校等時間が360時間を超えた学校職員

b 1年間時間外在校等時間が720時間を超えた学校職員

(2) 教育委員会の役割

教育委員会は、各学校における時間外在校等時間及び時間外在校等時間の上限時間を超える学校職員を把握し必要な助言・指導を行うとともに、次ページ以降の各取組を推進することにより、時間外在校等時間の縮減や業務分担の適正化を図ります。

第5章 働き方改革に向けた取組

「第4章 達成目標」の目標を達成するため、学校と教育委員会が一丸となり、次に掲げる3つの視点から、全ての学校職員の業務量の適切な管理その他学校職員の健康及び福祉を図る34の取組を推進していきます。

1 対象

全てのさいたま市立学校

2 計画期間

令和2年度から令和7年度まで

3 取組の視点

(1) 勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

学校における働き方改革の推進に当たり、勤務時間管理を適切に行うとともに、各職員が勤務時間を意識した働き方を推進していきます。また、健康でやりがいをもち、能力を最大限発揮して働くことができるよう、健康管理を意識した働き方も推進していきます。

(2) 学校及び教員が担う業務の適正化

学校及び教員が担っている業務について、文部科学省が示した、基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教員が担う必要がない業務、教員の業務だが負担軽減が可能な業務という業務の在り方に関する考え方にに基づき、業務の役割分担・適正化を行うことで、健康でやりがいをもち、能力を最大限発揮して働くことができる持続可能な職場環境を整備していきます。

(3) 教職員配置の充実

文部科学省に対し、引き続き、学級編制の標準の引下げに対応するための教職員定数や環境整備に係る予算の確保について要望し、教職員の負担軽減を図るとともに、質の高い教育を提供していきます。

4 取組項目

各指標（3(2)及び(3)に係る取組にあっては、令和元年11月に実施した教員等の勤務に関する意識調査の結果を反映した指標）に基づき次に掲げる各取組を推進していきます。

(1) 勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
① タイムカードシステム(勤怠管理システム)による在校等時間の把握
② 職員が勤務時間を意識して働くための取組の実施
③ 部活動の活動時間・休養日の設定
④ 学校閉庁日の設定
⑤ 学校における電話対応を勤務時間内とする取組の実施
⑥ 労働安全衛生管理体制の整備
⑦ 働き方改革に関する研修の実施
⑧ 働き方改革の観点を踏まえた人事評価の実施
⑨ 学校評価への働き方改革に関する項目の設定
⑩ 学校業務改善表彰の実施
⑪ 学校・管理職・学校職員向けの学校業務改善ハンドブックの活用
⑫ 一年単位の変形労働時間制の導入
(2) 学校及び教員が担う業務の適正化
① さいたま市 GIGA スクール構想の推進
② 小学校における教科担任制の推進
③ 研修等の精選
④ 校務支援システムの活用
⑤ ICTを活用した学校の働き方改革の推進
⑥ 学校徴収金の取扱いの検討
⑦ 専門スタッフの配置
⑧ スクールロイヤー等の専門家による学校支援
⑨ 調査依頼業務の見直し
⑩ 児童生徒・保護者向けのイベント等配付チラシの精選
⑪ スマート部活動の推進
⑫ さいたま市部活動の在り方に関する方針に基づく体制整備
⑬ さいたま市学習状況調査の採点業務外部委託
⑭ 学校事務の共同実施
⑮ 学校における業務の精選
(3) 教職員配置の充実
① 少人数学級の推進
② 小学校専科指導の充実
③ 中学校生徒指導体制の充実
④ 通級指導教室の新設・増設
⑤ 日本語指導教育の充実
⑥ 特別支援学級の全校整備
⑦ 学校事務の共同実施の推進

5 各取組

(1) 勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

<指標>

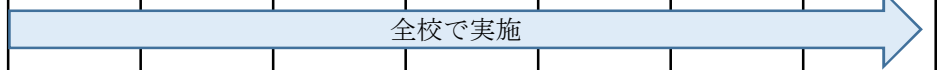
勤務時間管理の
実施



<取組>

① タイムカードシステム(勤怠管理システム)による在校等時間の把握
(教職員人事課、高校教育課)

平成30年10月から全ての市立学校に導入したタイムカードシステムを活用し、職員の在校等時間を把握するとともに、勤務時間を意識した働き方を推進していきます。(令和3年11月より勤怠管理システムに変更)

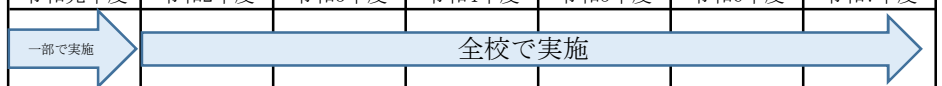
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
 全校で実施						

退勤時刻の意識
化



② 職員が勤務時間を意識して働くための取組の実施
(教職員人事課、高校教育課)

ノー残業デーの設定、勤務終了時刻にチャイムを鳴らす設定、退勤予定時刻の申告等の退勤時刻を意識する取組により、勤務時間を意識した働き方を推進していきます。

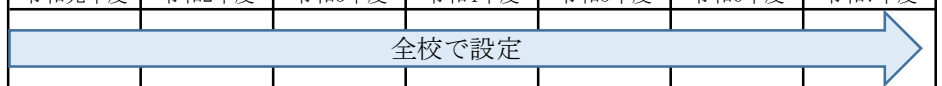
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
 一部で実施 → 全校で実施						

部活動の活動時
間の制限



③ 部活動の活動時間・休養日の設定
(指導1課、高校教育課)

平成30年8月に策定した「さいたま市部活動の在り方に関する指針」に基づき、部活動の1日の活動時間を平日2時間程度、休業日3時間程度、休養日を週当たり2日以上とし、勤務時間を意識した働き方を推進していきます。

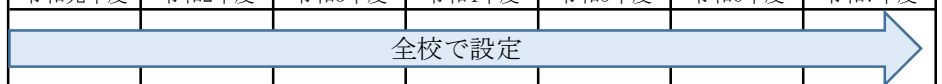
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
 全校で設定						

休暇取得促進



④ 学校閉庁日の設定
(教職員人事課、高校教育課、指導1課)

学校閉庁日を市民の日、夏季休業期間中、県民の日、冬期休業期間中に設定するとともに、学校閉庁日に配慮し学校宛て調査等の回答期限及び部活動の大会等の日程等を設定することにより、職員の休暇取得を促進していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
 全校で設定						

(1) 勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

<指標>

<取組>

勤務時間内の電話対応



⑤ 学校における電話対応を勤務時間内とする取組の実施
(教職員人事課、高校教育課)

全ての市立学校の電話対応を勤務時間内とし、授業準備等に集中し、勤務時間を意識した働き方を推進します。
なお、電話機のリース契約切替え時に、順次、自動音声メッセージ機能を導入していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
試行実施	実施・令和6年度までに全校に自動音声メッセージ機能を導入					継続実施

健康でやりがいを持ち、能力を最大限発揮して働くことができるための健康管理



⑥ 労働安全衛生管理体制の整備
(教育総務課、教職員人事課)

法令に基づく産業医の選任、全ての市立学校における長時間在職者に対する医師による面接指導及びストレスチェックの実施に加え、今後、法令上の義務が課されていない学校において、法令上の義務が課された学校に準じた労働安全衛生管理体制の充実を検討し、職員が健康でやりがいを持ち、能力を最大限発揮して働くことができるようにしていきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
安全衛生管理体制の実施	安全衛生管理体制の充実の検討・検討に基づく体制の整備					

勤務時間を意識した働き方や業務の適正化を推進する研修の実施



⑦ 働き方改革に関する研修の実施
(教職員人事課、教育研究所)

働き方改革に関する研修を通じて、管理職によるマネジメント能力の向上、管理職以外の教職員による勤務時間を意識した働き方や業務の適正化を推進していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全職員向け実施						

業務の適正化への取組状況や業務の効果的・効率的な遂行について適正に評価



⑧ 働き方改革の観点を踏まえた人事評価の実施
(教職員人事課、高校教育課)

管理職以外の教職員も含め、業務の適正化への取組状況や業務の効果的・効率的な遂行について、管理職には加えて、働き方改革への取組状況について適正に評価することで、働き方改革を更に推進していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理職に対し実施	全職員に対し実施					

(1) 勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

<指標>

<取組>

他者評価を受け学校の業務改善の実施状況を見直すなど、更なる働き方改革を推進



⑨ 学校評価への働き方改革に関する項目の設定
(指導1課、高校教育課)

学校評価において、業務改善や働き方改革に関する観点をアンケート評価項目に取り入れるなどして、他者評価を受け学校の業務を見直すことにより、働き方改革を更に推進していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全校で設定・業務改善の見直し等						

働き方改革の意識の高揚



⑩ 学校業務改善表彰の実施
(教職員人事課、高校教育課)

各学校の業務改善の取組について教職員による投票を実施、表彰することにより、学校業務改善の意識の高揚及び推進を図っていきます。
また、各学校において、他の学校の業務改善の取組を参考にし、自校の業務改善に努めるとともに、各職員から業務改善のアイデアを募ったり、業務改善の見直しについて話し合う機会を設けたりすることで、業務改善を推進していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施						

年間を通じて勤務時間を意識した働き方を推進



⑪ 学校・管理職・学校職員向けの学校業務改善ハンドブックの活用
(教職員人事課、高校教育課)

毎年度、学校現場の実態を踏まえたハンドブックを作成し、年間を通じて勤務時間を意識した働き方及び学校業務改善の推進を図っていきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施						

年間を通じた勤務時間管理



⑫ 一年単位の变形労働時間制の導入
(教職員人事課、高校教育課)

平成31年1月の中央教育審議会の学校における働き方改革の答申を受け、令和元年度に、本市において、变形労働時間制が、学校の働き方改革にどの程度効果があるか検証することを目的に、令和元年7月に、現行法制上可能な1箇月の範囲内で、モデル校により試行的に実施しました。
一年単位の变形労働時間制の導入については、時間外在校等時間等の導入条件を踏まえ、引き続き学校職員の負担軽減に向けた取組を推進するとともに、学校の働き方改革の一つの手法として効果的か否か検討していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1か月の試行実施	学校職員の負担軽減に向けた取組を推進するとともに、学校の働き方改革の一つの手法として効果的か否か検討					

- (2) 学校及び教員が担う業務の適正化
 (3) 教職員配置の充実

<指標>

ICT機器の活用

<取組>

(2)① さいたま市GIGAスクール構想の推進
 (教育研究所)

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0」の到来など、先行き不透明な予測困難な時代に対応するため、令和2年度末までに整備された児童生徒の1人1台端末を活かし、児童生徒の実態に応じて、対面とデジタルのベストミックスを図りながら個別最適化された学びと協働的な学びを推進していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		エバンジェリストの育成	各校が自走した研修の実施と学びの展開			
		教員のリテラシー	ICTを効果的に活用するための継続的な研修			

1学級当たりの児童生徒数の引下げ

(3)① 少人数学級の推進
 (教職員人事課)

義務標準法の改正により小学校35人学級を実施していくことで、GIGAスクール構想の下、個別最適な学びや協働的な学びの実現を図っていきます。また、引き続き、文部科学省に対し、学級編制の標準の引下げに対応するための教職員定数や環境整備に係る予算の確保について要望していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文部科学省に要望						

受け持ち授業時間数の軽減

(3)② 小学校専科指導の充実
 (指導1課、教職員人事課)

従来から市立小学校に音楽専科指導教員を配置しています。平成30年度からは、文部科学省の定数措置により小学校へのグローバル・スタディ専科指導担当教員の配置を開始し、令和3年度は市立小学校67校でグローバル・スタディ専科指導担当教員による教科指導を実施しています。今後も、文部科学省から配当される教員定数を活用し、グローバル・スタディをはじめとした教科の専門的指導の充実及び担任教諭の負担軽減を図っていきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校専科指導定数の拡充を文部科学省に要望						

授業準備及び成績処理の負担軽減

(2)② 小学校における教科担任制の推進
 (指導1課)

授業の質の向上と学びの高度化を図るとともに、授業準備の効率化により教師の負担軽減に資するため、義務教育9年間を見通した教育課程の編成と指導体制の構築を研究し、学級担任による教科の分担を基本とし専科教員による授業を合わせた小学校高学年教科担任制について、学校規模や地理的条件に応じ実施していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
各学校で研究・準備		10校で推進	20校で推進	104校で推進		

・伝達研修の廃止
 ・VODの活用

(2)③ 研修等の精選
 (教職員人事課、指導1課、特別支援教育室、指導2課、総合教育相談室、高校教育課、健康教育課、教育研究所、館岩少年自然の家、生涯学習振興課、人権教育推進室、青少年宇宙科学館)

研修等の精選を図りながら、新型コロナウイルス感染症に留意し、ICTの活用等により効果的・効率的に研修等を実施していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
研修等の精選、効果的で効率的な研修等の在り方の検討		効果的で効率的な研修等の実施、ICTを活用した研修等の研究・実施				

- (2) 学校及び教員が担う業務の適正化
- (3) 教職員配置の充実

<指標>

校務用端末を職員室と教室の双方で使用可能とし、出欠記録、授業記録、成績処理等の教室での直接入力による転記作業の削減

<取組>

(2)④ 校務支援システムの活用
(教育研究所、高校教育課)

<小・中・特別支援学校>

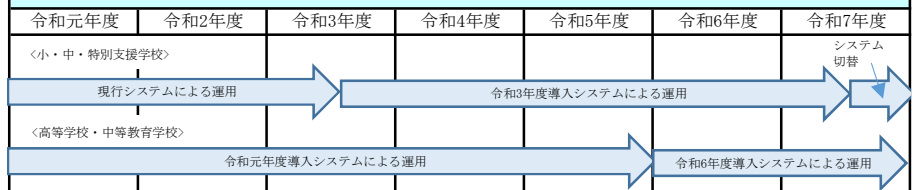
平成28年度から、全ての小・中・特別支援学校で、成績処理、出欠管理、指導要録作成等の機能を有する統合型校務支援システムを運用しています。

令和3年度に予定している校務支援システムの更改を機に、校務支援システムをクラウドで管理・運用し、校務と授業の双方で活用できるようにしていきます。併せて、GIGAスクール構想で整備した児童生徒1人1台端末とのデータ連携により、児童生徒の学習状況等の分析や、評価に活用できるようにしていきます。こうした取組により、教材の作成等に係る時間の短縮や、校務処理における業務の効率化を図っていきます。

<高等学校・中等教育学校>

令和元年度に、全ての高等学校及び中等教育学校に、クラウドベースのシステム運用化、ネットワークの増強及びセキュリティ強化をした統合型校務支援システムを導入、運用しています。

令和元年度に導入したシステムを引き続き活用し、令和5年度のシステム入替の際には利用ニーズ等を踏まえ機能の検討を行うなど、更なる業務改善の推進に努めていきます。



(2)⑤ ICTを活用した学校の働き方の推進

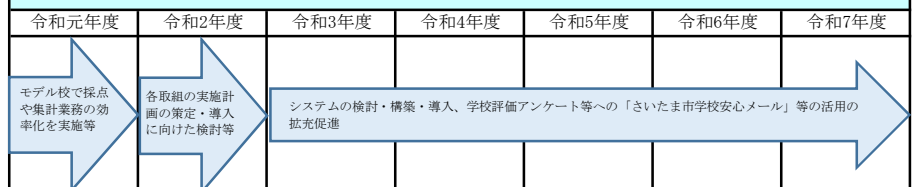
(指導1課、指導2課、教育研究所、高校教育課、教職員人事課)

校務支援システムの更なる活用による、教材の共有化等、ICTを活用した学校の働き方改革の可能性について、更に研究を進めていきます。

また、教員の負担軽減及び保護者の回答の利便性向上のため、学校評価アンケート等の保護者向けアンケートについては、「さいたま市学校安心メール」等の活用を推進していきます。

今後は、児童生徒向けのアンケート集計等の各種業務の効率化を図るため、全市立学校での実施に向けて引き続き研究を進めていきます。

成績処理等の効率化



(2)⑬ さいたま市学習状況調査の採点業務外部委託

(教育研究所)

小・中・中等教育・特別支援学校を対象に毎年1月に実施している、さいたま市学習状況調査の採点業務を外部委託することで、教員の負担軽減を図っていきます。



- (2) 学校及び教員が担う業務の適正化
- (3) 教職員配置の充実

< 指標 >

< 取組 >

会計事務を教員以外の職員が担当

(2)⑥ 学校徴収金の取扱いの検討
(健康教育課、指導1課、教職員人事課)

学校給食費の公会計化については、文部科学省から示された「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」等を参考とし、引き続き教育委員会内の体制整備及び他部局との調整を図るとともに、システム構築を行うなど、導入に向け推進していきます。

また、学校給食費以外の学校徴収金については、学校給食費公会計化の導入推進に併せ口座振替による徴収を推進するとともに、学校の負担軽減に効果的な徴収・管理方法の在り方等を研究していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学校給食費公会計化導入の検討					学校給食費の公会計化の導入・運用	
学校給食費以外の学校徴収金の口座振替の推進、負担軽減に効果的な徴収方法の在り方等の研究						

(2)⑦ 専門スタッフの配置
(教職員人事課、指導1課、特別支援教育室、指導2課、総合教育相談室、高校教育課、教育研究所、生涯学習振興課)

学校が、複雑化・多様化した課題を解決し、児童生徒に必要な資質・能力を育てていくため、学習指導等を担うスクールアシスタント、外国語指導助手、学校の相談窓口となるさわやか相談員、心理を専門とするスクールカウンセラー、福祉を専門とするスクールソーシャルワーカー等が教員と連携・分担するとともに、印刷、仕分け、部活動の実技指導、大会等の引率等教員以外でもできる業務をスクール・サポート・スタッフや部活動指導員が担うなど、「チーム学校」として組織的に教育活動に取り組んでいきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配置						

・スクールアシスタント、さわやか相談員、スクール・カウンセラー等による支援
・スクールロイヤー等の専門家による支援
・生徒指導担当教員の配置

(2)⑧ スクールロイヤー等の専門家による学校支援
(指導2課)

各学校が、いじめをはじめとした生徒指導に係る問題、保護者・地域とのトラブル等が生じた際に、課題に応じてスクールロイヤーによる法的助言や精神科医、臨床心理士、元警察官等による支援等により、問題の未然防止や早期解決を図り教育活動に専念することができるよう体制を整備しています。また、法的側面からいじめ等の予防教育、職員向けの研修及び学校の対応に関するリーガルチェックについても、スクールロイヤーを活用し、教育の質の向上及び学校支援を充実を図っていきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配置						

(3)③ 中学校生徒指導体制の充実
(指導2課、教職員人事課)

中学校における生徒指導体制への支援として、文部科学省は6学級以上の中学校に1名の生徒指導担当教員を加配措置することを計画しており、今後、文部科学省から配当された加配定数を活用し、いじめ問題、心のケア「緊急度」、欠席、発達障害等の児童生徒に関する諸問題に迅速、丁寧に対応していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文部科学省に加配拡充を要望						

- (2) 学校及び教員が担う業務の適正化
- (3) 教職員配置の充実

< 指標 >

< 取組 >

事務/報告書作成の負担軽減



(2)⑨ 調査依頼業務の見直し
(市の全ての課所)

平成30年度に、教育委員会から学校宛て調査について、平成29年度比2割削減しました。令和元年度に、教育委員会において、調査の依頼の際に調査項目等の必要性等を確認する学校宛て調査確認表を作成し、依頼調査を原則、電子ファイルによる回答や選択回答とすることを確認するなど、回答負担の軽減を図りました。

今後、毎年度、次年度に向け、教育委員会及び市長部局等の学校宛て調査一覧を作成し、各課所室において各種調査の必要性等を検討していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査の精選、次年度学校宛て調査一覧の作成						

チラシ配付の削減



(2)⑩ 児童生徒・保護者向けのイベント等配付チラシの精選
(市の全ての課所)

児童生徒・保護者向けのイベント等のチラシ配付に当たっては、学校において、学級ごとに仕分けをした上で児童生徒に配付しているのが現状です。

教育委員会及び市長部局等から児童生徒・保護者へのチラシの配付一覧を作成し、各課所室において各種調査のチラシ配付の必要性等を検討していきます。

今後、夏休みの自由課題を学校のホームページに掲載することで、印刷・配付作業及び印刷経費の削減に努めている学校もあり、児童生徒・保護者向けのイベント等のチラシ配付についても同様に捉え、配付チラシを電子化し市のホームページで閲覧できる体制の構築を、保護者や学校の意見、全庁的な調査調整等を踏まえ検討していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
チラシ配付の電子化の検討						

効果的・効率的な部活動指導



(2)⑪ スマート部活動の推進
(高校教育課、指導1課)

新しい部活動の在り方として、運動部活動において、ITを活用し、効果的・効率的な指導法の確立やチーム全体での活動時間の短縮などを図るアフターコロナも見据えた「スマート部活動」のモデルを構築できる環境を整えていきます。

具体的には、モデル校において、企業や大学等と連携した取組を行い、スポーツを通じて科学的に生徒の行動特性を明らかにすることにより、分析力・解決力の向上を図っていきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	モデル校2校で推進	モデル校3校で推進		全ての中学校、中等教育学校、高等学校で推進		

- ② 学校及び教員が担う業務の適正化
- ③ 教職員配置の充実

<指標>

部活動数の見直し、部活動の外部委託化等の部活動の在り方の検討

<取組>

(2)⑫ さいたま市部活動の在り方に関する方針に基づく体制整備
(指導1課、高校教育課)

今後の部活動の在り方について、平成30年8月に策定した「さいたま市部活動の在り方に関する指針」を踏まえ、教育委員会において、生徒が十分な休養をとれ部活動以外にも多様な活動を行うことができ、併せて職員のリフレッシュ及び自己研鑽を推進できるよう、中体連及び高体連と連携し、長期休業期間における、ある程度長期の休養期間の設定及び各大会・コンクール等の規模・日程の見直しを検討します。また、各学校において、生徒数、教員数等を考慮し設置する部活動の数の適正化を検討します。さらに、教育委員会において、休日の部活動の段階的な地域移行等、生徒のスポーツ・文化活動等を行う機会の確保・充実方策を検討します。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
今後の部活動の在り方に係る検討・見直し						
					休日の部活動の段階的な地域移行	

(2)⑭ 学校事務の共同実施
(教職員人事課)

副校長・教頭の負担軽減

事務職員は、平成29年4月に改正された学校教育法において、学校組織で唯一の総務・財務等に通じる専門職として校務運営に参画することを目的に、事務を「つかさどる」ものとされました。

本市では、令和元年度に、小・中・中等教育・特別支援学校において学校事務の学校間連携を開始し、令和2年度からは、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に共同学校事務室を設置し室長を置くなど一層の組織強化し、学校事務を複数の学校により効率的・効果的に行うことで、事務職員の学校運営への参画による学校の業務改善及び教員等の負担軽減を図ることとしています。

学校事務の共同実施については、他の共同学校事務室との意見交換、連携推進に係る研修の実施等により推進し、学校の業務改善及び教員等の負担軽減を図っていきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施						

(3)⑦ 学校事務の共同実施の推進
(教職員人事課)

学校事務の共同実施を推進し、事務職員の学校運営への参画を促進していくため、文部科学省は中学校区に1名の事務職員を加配措置することを計画しており、今後、文部科学省からの加配措置により、学校事務の学校間連携を更に推進していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文部科学省に加配拡充を要望						

(2) 学校及び教員が担う業務の適正化

<その他の取組>

(2)⑮ 学校における業務の精選（教職員人事課、高校教育課）

今後、各学校においては、学校が担ってきた業務について、文部科学省では、夏休み期間の高温時のプール指導、行事等の過剰な準備等を大胆に削減するとともに、コミュニティスクール等の活用により保護者や地域、関係機関との役割分担を図ることとしているため、前例踏襲的に実施するのではなく、新型コロナウイルス感染症対策も踏まえ、「①やめる」、「②へらす」、「③方法を「かえる」の順で見直し、適正化を図っていきます。

業務の見直しに当たっては、管理職が小さなことでも率先して業務改善を提案したり、職員間で業務の見直しについて話し合う機会を設けたりするなど、校内の全職員が改善意識を持って取り組みます。

教育委員会においては、各学校の業務改善の実施状況を把握し、学校業務改善表彰の実施等により推進すべき取組を周知するなど、学校が担う業務の適正化を推進するため、必要な支援を行います。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
各学校での業務改善の推進						

(3) 教職員配置の充実

<その他の取組>

(3)④ 通級指導教室の新設・増設（特別支援教育室、教職員人事課）

本市では、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が身近な教室で障害に応じた特別の指導を受けられるよう、小・中学校における発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設を実施しています。

文部科学省では、特別の教育課程により通級による指導を受ける児童生徒数に応じ、段階的に国庫負担する教員定数を措置することとしており、今後も、文部科学省から配当される教員定数を活用し児童生徒が身近な学校で適切な指導が受けられるよう、通級指導担当教員を配置していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定数活用による通級指導担当教員の配置						

(3)⑤ 日本語指導の充実（指導1課、教職員人事課）

本市では、日本語指導を受けるべき児童生徒に対する指導については、一部の学校の児童生徒に対しては、国庫負担される教員定数を活用し、日本語指導担当教員が通級指導のように特別の教育課程により指導していますが、その他の児童生徒に対しては非常勤の日本語指導員により指導しており、より個に応じた指導をしていくためには日本語指導を担当する教員定数の増加が必要です。

文部科学省では、特別の教育課程により日本語指導を受ける児童生徒数に応じ、段階的に国庫負担する教員定数を措置することとしており、今後も、文部科学省から配当される教員定数を活用し個に応じた日本語指導ができるよう、日本語指導担当教員を配置していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定数活用による日本語指導担当教員の配置						

(3)⑥ 特別支援学級の全校整備（特別支援教育室、教職員人事課）

本市では、障害のある児童生徒が住み慣れた地域で学ぶため、全ての市立小・中学校（浦和中学校を除く）への特別支援学級の整備を進め、令和2年度に完了しました。

今後も、文部科学省から配当される教員定数を活用し障害のある児童生徒が住み慣れた地域で障害に応じた適切な指導が受けられるよう、特別支援学級担当教員を配置していきます。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定数活用による特別支援学級担当教員の配置						

さいたま市立学校における働き方改革推進プラン（令和4年度版）

発行者：さいたま市教育委員会事務局学校教育部教職員人事課

発行年月：令和4年3月

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話：048-829-1654

FAX：048-829-1990